

《コラム》 「TPPを考える」

野田政権は、TPP(環太平洋経済連携協定)参加に向けて、国内及び米国を中心とする海外との交渉に入っておりますが、このTPPがわれわれに今後どのような影響を及ぼしてくるのでしょうか？新聞をはじめとするメディアは、参加賛成側からのメリット、反対側からのデメリットという対立軸でTPPをとらえておりますが、TPPの本質がもうひとつ我々には見えてきていないというのが実際です。

これから、米国をはじめとする参加表明諸国との交渉に入るにあたって、まず国益ということを中心に考えて交渉に臨んでいただきたいものです。一概に国益といっても、賛成側の経済界と反対側の農業・医業関係者との利害調整も必要でしょう。その利害調整を諸外国との外交を通じて行うのが政治の役割です。国内での対立を調整し、何が国益なのかを明確にしたうえで、米国を中心とする諸外国と渡り合う姿勢が必要です。

ビジネスにおいても交渉は避けて通れません。相手の譲歩を引き出しながら、いかにこちらの言い分を通すか。その駆け引きをいかにタフに行うかがビジネスの成否を分けます。

外交とは武器を持たない戦争です。TPPにおいても、アメリカの一方的な要求に屈することなく、タフな交渉を期待したいものです。それが国益につながるという信念を持って。

《お勧めの一冊》 【ラストバンカー】

週末に風邪をこじらせてしまい、布団の中でひたすら読んでいたのが

西川善文元三井住友銀行頭取・前日本郵政社長の回想録「ラストバンカー」。

最初は、風邪でボーとした頭で読んでいましたが、その内容に圧倒され、引き込まれ丸一日かけて読み通しました。西川氏自らこれまでの銀行マンとして頭取まで上りつめた道程を美化するのではなく、むしろ安宅産業に始まり、バブル崩壊後のイトマン事件、住専問題と如何に不良債権と格闘してきたかを赤裸々に、そして淡々と語っていく内容には殺気迫るものがあります。

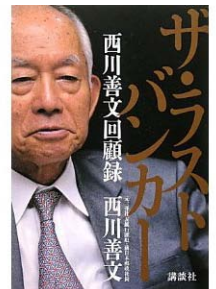
巷では、「不良債権と寝た男」、豪腕、独断的と呼ばれても、金融ビッグバンの中、銀行はいかに生き残っていくのかを模索し、その強力なリーダーシップとスピード感で、かつては考えられなかった、三井、住友という異なった旧財閥間での経営統合を成し得、三井住友銀行を名実ともにトップバンクに返り咲かせた手腕は、顔の見える最後の銀行家、まさに「ラストバンカー」の名に値するのではないかと思います。

そして、三井住友銀行会長を退いた後、西川氏は郵政民営化を強力に推進する小泉政権に、「ラストバンカー」としての手腕を買われ日本郵政の社長に迎えられるわけですが、そこでは「官と民」とのギャップ、既得権争い、政争の道具に翻弄され、民主党政権成立により、完全民営化を待たず、社長退任には忸怩たるものがあつたと。本書のおわりにで、西川氏は、ビジネスはドライで、合理的なものである。しかし、その合理性と現実の間で悶々としながら決断を繰り返していくのが経営だと。そして、そこで必要なのは、直面する難題から逃げない「リーダーシップ」と「遅滞なくスピード感をもった決断」であると述べている。

銀行の頭取・会長、日本郵政社長という経営の第一線にいた司令官として、この言葉は非常に重いのではないのでしょうか。

今後の経営のあり方、政治のあり方を考えるに当たって、大変示唆に富む一冊だと思います。

一読をお勧めいたします。



【医療費控除の賢い受け方】

今回のクイック税務は、今年の確定申告に備えて「医療費控除」についてみていきたいと思います。

医療費控除は社会保険控除と同様、支払った人の所得から控除されます。

つまり、医療を受けた本人でなくとも、生計を同一にする配偶者や親族が医療費を支払うようにすれば、その人が医療費控除を受けられるのです。

従って、家族のうち所得が最も多い人が家族全員の医療費を負担して、これを医療費控除として確定申告すれば、最も返戻率が高くなります。医療費は各人が負担するものと思いがちですが、所得の多い人が全員の分を負担することで、減税額はかなり違ってきます。



暦年(1月～12月)を通して、医療費が多いのは、1～3月・11月～12月といったところでしょうか。

年間10万円も医療費が掛かるものとかと思われるかもしれませんが、医療費の自己負担の増加に伴い年間の医療費も結構な金額になります。

また、医療費として認められるものとして、通院の際の交通費(バス・電車・タクシー代)も領収書や合理的な範囲の経路のものであれば控除の対象になりますし、風邪をひいた場合の薬代なども控除の対象になります。それも家族全員のものとなれば年間10万円というのも、あながち無いとはいえないでしょう。

従ってこまめに「医療費」に関するレシート類を集めておくことが肝要です。

《医療費控除のポイント》

- ① 医療費控除は実際に医療費を支払った人の所得から控除される。
- ② 医療費は家族のうち最も所得の多い人が負担し医療費控除すれば、効果が大きい。
- ③ 医療費控除の対象には通院費用・入院費用のみではなく、市販の風邪薬などの支払額も対象になる。
- ④ 通院費用には、治療費のみでなく、通院に要した交通費等も含まれる。
- ⑤ 年間10万円なんて無理と最初から諦めず、家族全員の医療費のレシートをこまめに集めておく。